

生駒市教育委員会規則第 1 1 号

生駒市任期付市費負担教員の給与に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市任期付市費負担教員の給与に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例（令和 8 年 9 月生駒市条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市費負担教員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(初任給及び昇給の基準)

第 2 条 新たに給料表の適用を受ける市費負担教員の号給は、別表第 1 に掲げる号給とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた市費負担教員（同法第 1 7 条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該職員の号給に応じた額に、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例第 3 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 教育職員（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）としての経験その他の経験を有する者の号給は、前項に規定する号給に、当該経験月数を 1 2 月で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第 2 に定める換算率を乗じて得た数に 4 を乗じて得た数を加えて得た号数（1 未満の端数があるときは、これ

を切り捨てた数)とする号給とする。

3 市費負担教員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により市費負担教員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した者の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長の定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、当該職員のその号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

(教員特殊業務手当の額)

第3条 条例第4条第2項の規定による教員特殊業務手当の額は、別表第3の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(義務教育等教員特別手当の額)

第4条 条例第5条第2項の規定による義務教育等教員特別手当の額は、市費負担教員の号給に応じ、別表第4に定める額とする。ただし、同項第1号に掲げる校務を分掌する市費負担教員の義務教育等教員特別手当の額は、同表に掲げる額に3,000円を加算した額とする。

(施行の細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

学歴	初任給
----	-----

大学院卒	29号給
大学卒	17号給
短大卒	7号給

備考

- 1 この表において「大学院卒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の修士課程（同法第99条第2項に規定する専門職大学院の課程を含む。）以上を修了した者の学歴をいう。
- 2 この表において「大学卒」とは、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（前項に掲げる者を除く。）の学歴をいう。
- 3 この表において「短大卒」とは、学校教育法による短期大学を卒業した者の学歴をいう。

別表第2（第2条関係）

経歴		換算率
教育職員としての在職期間	常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間	10割
	その他の期間	10割以下
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	市費負担教員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下

その他の期間	市費負担教員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	5割以下

別表第3（第3条関係）

業務の種類	教員業務特殊手当の額
1 条例第4条第1項第1号アの業務	6,400円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、12,800円）
2 条例第4条第1項第1号イ及びウの業務	8,000円
3 条例第4条第1項第2号及び第3号の業務	5,100円
4 条例第4条第1項第4号の業務	3,900円

別表第4（第4条関係）

号給	義務教育等教員特別手当の額
1号給から4号給まで	1,400円
5号給から8号給まで	1,600円
9号給から16号給まで	1,700円
17号給から20号給まで	1,800円
21号給から24号給まで	1,900円

2 5 号給から 2 8 号給まで	2 , 0 0 0 円
2 9 号給から 3 2 号給まで	2 , 1 0 0 円
3 3 号給から 3 6 号給まで	2 , 2 0 0 円
3 7 号給から 4 0 号給まで	2 , 3 0 0 円
4 1 号給から 4 4 号給まで	2 , 4 0 0 円
4 5 号給から 5 2 号給まで	2 , 6 0 0 円
5 3 号給から 5 6 号給まで	2 , 8 0 0 円
5 7 号給から 6 0 号給まで	3 , 0 0 0 円
6 1 号給から 6 4 号給まで	3 , 2 0 0 円
6 5 号給から 6 8 号給まで	3 , 3 0 0 円
6 9 号給から 7 2 号給まで	3 , 4 0 0 円
7 3 号給から 7 6 号給まで	3 , 5 0 0 円
7 7 号給から 8 0 号給まで	3 , 7 0 0 円
8 1 号給から 8 8 号給まで	3 , 8 0 0 円
8 9 号給から 9 2 号給まで	3 , 9 0 0 円
9 3 号給から 9 6 号給まで	4 , 0 0 0 円
9 7 号給から 1 0 0 号給まで	4 , 1 0 0 円
1 0 1 号給から 1 0 4 号給まで	4 , 2 0 0 円
1 0 5 号給から 1 0 8 号給まで	4 , 3 0 0 円
1 0 9 号給から 1 1 6 号給まで	4 , 4 0 0 円
1 1 7 号給から 1 2 0 号給まで	4 , 5 0 0 円
1 2 1 号給から 1 2 4 号給まで	4 , 6 0 0 円
1 2 5 号給から 1 4 4 号給まで	4 , 7 0 0 円
1 4 5 号給から 1 4 8 号給まで	4 , 8 0 0 円

1 4 9 号 給 から 1 5 7 号 給 まで	4 , 9 0 0 円
---------------------------	-------------